

厚生労働省福島労働局発表  
平成27年3月31日(火)

担 課 課 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 狩 野 幸 長 補 佐 小 林 昌 己
	地方障害者雇用担当官 坂 本 規 子 TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

## 福島県病院局に対して 「障害者採用計画」の適正実施を勧告

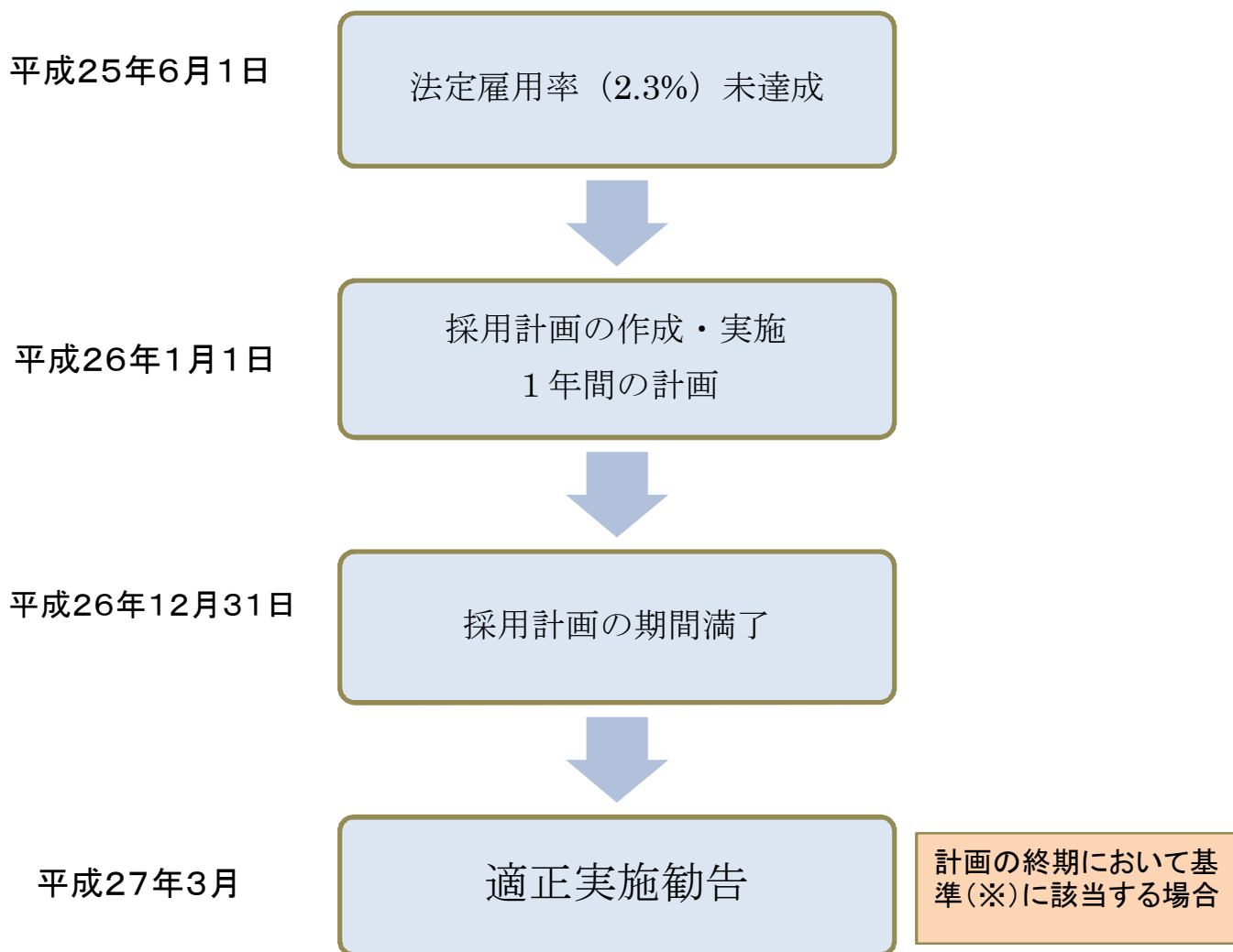
国及び県の機関については、障害者雇用促進法第39条第2項に基づき、雇用状況に改善が見られない場合、障害者採用計画の期間終了後に適正実施を勧告できることになっています。

下記の機関に対し、本日、厚生労働大臣による勧告を行いました。

### 記

- 1 機関名 福島県病院局
- 2 経緯
  - ① 福島県病院局は、平成25年6月1日時点で、法定雇用率（2.3%）を達成できていなかった。
  - ② 平成26年1月1日から1年間にわたる障害者採用計画を作成したが、採用計画終期の平成26年12月31日現在、採用計画を適正に実施しているとは認められなかった。
- 3 勧告の根拠 障害者雇用促進法第39条第2項
- 4 不足数（法定雇用率達成に必要な障害者数に対して） 3人（平成26年12月31日現在）

## 国等の機関(都道府県教育委員会を除く)に対する 雇用率達成指導の流れ図



### (※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。